

財務省告示第四百二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日
 財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六
名称及び記	発行の根拠	発行方法	募入決定の	発行額	払込金額
利付国庫債券（二十年）（第五十 八回）	平成十四年度の公債の発行の特例等に のたための法律（平成十四年法律第 二十号）第二条第一項及び財政 関する法律（平成十四年法律第 二〇号）第二条第一項及び財政 融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百一号）第十一 項	価格を競争に付して行われる入 札発行	各申込みのうち応募価格の高 ものかからその応募額を順次 割り	当面の金額で六千九百一十億 うち、平成十四年度における財 政運営のたための法律第二 例等に関する法律第二十一条 の規定に基づき発行した付 の規に基き、発行した付 債にたいは、金額は、千 九百九十億四千四百五十 円、財政融資資金特別会計第 十一条第一項の規定に基づき 行した利付国債にたいは、 面金額で二千九百九十五億 五千九百九十九万九千九百 六十九億九千九百九十九万	六千九百九十九億三千八百八十五万 円

十七	十六	十五	十四	十三	十二
者入	払元	償還	償還	後第	初
札場	利金	金金	金金	の二	期
参加	所支	額額	額額	利子	利子

財取国日額平成利てを毎
 務扱債本面成子、支年
 大店代銀金三、支三月
 臣並理行額十、期三月
 からに店及本店、支、日
 通知取及び、支、日
 を郵国債元、支、日
 受便元、支、日
 けた局利、支、日
 者支、支、日

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{19}{100} \times \frac{1}{2}$$

す次そが金と平
 る号の銀額し成
 期及翌行を、十
 日び営休支次五
 につ第業業払の年
 いて十四日に、三
 て号に支、算月
 同、お、た、式二
 じ、い、う、た、に
 規、以、(、し、よ
 定、下、)、は、り
 、、下、は、算、日
 、、下、は、算、日

要件を満たすものを除く。
 八に混蔵寄託されるもの。
 口発行時に、その利

十八 払込期日 平成十四年十月二十一日